

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 MAR (Vol.82)

CONTENTS

海外拠点ニュース 国際金融センターとしてのシンガポール	2
株式会社中国銀行 シンガポール支店	
新興国ニュース 第82回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
タイ法務よもやま話【タイにおける文書の証明手段あれこれ】	7
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 萩野 敦司 (日本国弁護士)	
【インドネシアの人口構造と経済発展：健康を保証する BPJS とは】	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
製造およびサービス部門における自動化機器の加速度償却<マレーシア>	11
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<2024年春節>	13
香港マイツビジネスコンサルティング	
2024年7月施行、中国の改正会社法の解説 ～出資義務の強化と払込期限の設定、機関設計の変更、株主や個人の賠償責任など、現地法人ガバナンスに大きな影 響あり～	15
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL: 086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

国際金融センターとしてのシンガポール

株式会社中国銀行 シンガポール支店

シンガポールといえば、多文化が共存する都市国家、東南アジアの中でも経済立国として成功した国、政治的リーダーシップがうまく機能している国といったイメージを持つ方が多いと思いますが、その中でも今回は国際金融センターとしての一面を紹介します。

1. 国際金融センター

国際金融センターとは、「国内外の金融機関（銀行、証券、保険、資産運用会社など）が集積し、預貸市場、短期金融市場、資本市場、外国為替市場、デリバティブ市場などの金融市場を通じて国際金融取引が大規模に行われている都市」と一般的に言われています。

国際金融センターを比較する指数・ランキングとしては、英国に本拠を置く Z/Yen グループが中国（深圳）総合開発研究院と共同で作成し、2007年より毎年2回公表している「グローバル金融センター指数」（GFCI:Global Financial Centres Index）が有名です。その直近 2023年9月版と過去3年毎のランキングは以下のとおりです。

<GFCIの推移>

順位	2023年9月	2020年9月	2017年9月	2014年9月
1	ニューヨーク	ニューヨーク	ロンドン	ニューヨーク
2	ロンドン	ロンドン	ニューヨーク	ロンドン
3	シンガポール	上海	香港	香港
4	香港	東京	シンガポール	シンガポール
5	サンフランシスコ	香港	東京	サンフランシスコ
6	ロサンゼルス	シンガポール	上海	東京
7	上海	北京	トロント	チューリッヒ
20	東京			

1980年代において世界三大国際金融センターの一角であった東京は、バブル経済の崩壊とともに後退しました。ニューヨークとロンドンは引き続きトップを争う構図ですが、世界第三の国際金融センター、あるいはアジアの金融ハブといえば、シンガポールもしくは香港が挙げられることが一般的となり、存在感が増しています。

2. シンガポールの優位性、香港との共通点

上述のようにシンガポールは香港とともにアジアの金融ハブとして台頭久しく、両都市ともかつて英領植民地下の交易都市であった歴史的経緯から共通点も多くあります。国際金融取引の面では以下のような優位性を共有します。

第一に、国際金融取引のベースとなる英米法系のリーガル・システムを有し、それを安定的に維持してきたこと。

第二に、国際金融取引における共通言語である英語を公用語として採用していること。

第三に、シンガポールにはシンガポール金融管理局（MAS）、香港には香港金融管理局（HKMA）という、世界の金融情勢の変化と発展に後れをとらない柔軟性と進取性をもった、金融規制当局が存在すること。

第四に、両都市が影響を及ぼす経済圏の規模と成長性があげられること。シンガポールは 6.7 億人の人口を有する ASEAN 経済の中核であり、かつ東南アジアの華僑および印僑ネットワークの要です。香港は 14 億人で構成される中国と 2 億人弱の人口を抱える華南経済の入口です。

第五に、英領植民地時代以来、両都市は双子のような緊密なつながりを持ち、金融面でも相互補完関係にあること。

このように共通点の多い両都市ですが、異なる点でいえば、シンガポールは当局の強力な指導のもとで市場インフラを整備し、透明性を高め、人材育成・開発も含めてハード面とソフト面両方を強化していった経緯を持つ一方、香港は金融市場に対して「自由放任」政策のもとで自然発生的に発展した経緯があります。

3. 国際金融センターとしてのデータ比較

(1) 外国為替市場

外国為替取引額の地域別シェア 順位、地域、シェア (%)

2022年			2013年			2004年		
1	イギリス	38.1	1	イギリス	40.9	1	イギリス	31.3
2	アメリカ	19.4	2	アメリカ	18.9	2	アメリカ	19.2
3	シンガポール	9.4	3	シンガポール	5.7	3	日本	8.3
4	香港	7.1	4	日本	4.1	4	シンガポール	5.2
5	日本	4.4	5	香港	5.6	5	ドイツ	4.9
6	スイス	3.6	6	スイス	3.2	6	香港	4.2

<図 1>

上位 5 市場で全体の 8 割近くを占めています。シンガポールや香港は 2000 年代初頭より電子取引の高度化を通じて機関投資家等による先進国通貨の取引を取り込むことで、アジア通貨取引を拡大させた背景があります。

(2) 店頭デリバティブ市場

店頭デリバティブ取引額の地域別シェア 順位、地域、シェア (%)

2022年			2013年			2004年		
1	イギリス	45.5	1	イギリス	48.9	1	イギリス	42.6
2	アメリカ	29.3	2	アメリカ	22.8	2	アメリカ	23.5
3	香港	5.6	3	フランス	7.3	3	フランス	10.2
4	ドイツ	4.7	4	ドイツ	3.7	4	ドイツ	3.0
5	フランス	3.5	5	日本	2.4	5	イタリア	2.7
6	シンガポール	2.7	8	シンガポール	1.3	6	日本	2.6
9	日本	0.9						

<図 2>

※2004 年データではシンガポールは集計対象である 10 位未満

外国為替市場よりも顕著に偏りがあり、上位 2 市場で全体の 7 割を超えます。シンガポールや香港は 2010 年代から開始された国際的な店頭デリバティブ規制に対して、欧州等と同等に域内の規制対応環境を整備したことが追い風となり、シェアを一定程度拡大することができました。

(3) 証券取引市場

証券取引市場規模の比較

順位	取引所	所在国	決算	時価総額 (億円)
1	CMEグループ (上場デリバティブ・商品取引を扱う)	アメリカ	2022年12月	86,543
2	インターコンチネンタル取引所 (ニューヨーク証券取引所が傘下)	アメリカ	2022年12月	84,071
3	ロンドン証券取引所	イギリス	2022年12月	76,210
4	香港証券取引所	香港	2022年12月	61,024
5	ドイツ証券取引所	ドイツ	2022年12月	41,551
10	日本証券取引所グループ	日本	2023年3月	12,282
13	シンガポール証券取引所	シンガポール	2022年6月	9,765

<図 3>

市場インフラである「取引所」規模において、世界的企業が多く上場する欧米の取引所と比較するとシンガポールは他の証券取引所に見劣りしま

す。シンガポール証券取引所は国内企業よりも、ASEAN 諸国やインド、中国などの外国企業の上場が多いことが特徴であり、これらの企業の成長が同取引所の発展につながります。

4. おわりに

今回はシンガポールの国際金融センターとしての側面を、香港との共通点や、市場データをとおして紹介しました。また同時に日本の金融市場との比較もご覧になれたと思います。

国土が小さくリソースも限られているシンガポールが、どのようにして経済発展させ、グローバルな金融センターの地位を確立していったかということは、とても興味深いところです。シンガポールには、我が国の金融市場の再発展の手掛かりや世界の金融市場の潮流のヒントが潜在すると期待できるため、今後も現地での情報収集に励みたいと思います。

以上

<図 1, 図 2>

出所：日本銀行「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」

<図 3>

出所：Reinforz Insight

シンガポール支店

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02 ,

Singapore 049318

TEL : +65-6536-7757

新興国ニュース

第82回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、マレーシア、ミャンマーの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～インド～

■ねじ・ボルトに関する輸入規制に関して

インド商工省外国貿易部は、1月3日付で、安価なねじやボルトなどの輸入に対する規制の強化を発表しました。(Notification No. 55/2023)

規制対象の品目は規制の対象品目は、HSコード7318番台(73181110、73181190、73181200、73181300、73181400、73181500、73181900)のねじやねじの加工品となります。

これまで同品目の輸入規制はなく当該政令により輸入禁止品目になりました。これは国内の輸出額の向上・製造業の振興を図ってのことであると考えられます。

また商工省・通商情報統計局によると、2022年の主要品目別輸出を見ると、機械・器具が全体の3位であり、製造分野では1位となっています。

このことから今後、製造業の分野での製造・生産がより発展していくことが予想されます。

■出向者給与の立替精算に関する最新動向

間接税中央委員会 (CBIC) は、2023年12月13日付で[Instruction No. 05/2023-GST]を発行しました。

この通知の中でCBICは、すべての外国企業との出向取引において、Northern Operating Systems Pvt. Ltd. の最高裁判決[CA No. 2289-2293/2021]単一の事例をそのまま適用することはできないとしました。

具体的には、最高裁判所は、単一の事例のみに依存するのではなく、各具体的な取引における独

自の特性に基づいた緻密な検討をすることや、外国企業とインド企業との間の契約条件など、個別の事実関係を慎重に検討する必要があるとしています。

2022年5月に行われたNorthern Operations Systems Pvt. Ltd. の最高裁判所の裁判では、海外企業による従業員の出向はインド企業に対して提供される役務提供サービス (manpower supply) に該当し、リバース・チャージ・メカニズムに基づいてサービス税を支払う必要があるとの判決が下されました。以降、インドにおける外資系企業に対してShow cause notice (情報開示を求める通知) が発行されています。

それだけでなく、Northern Operating Systems Pvt. Ltd. の最高裁判決の事例のみを頼りに、各事件を深く捜査することなく通知を出すなどの問題があったことも、今回の通知が発行される要因となりました。

本件については曖昧な点が多いため、該当する日系企業の方は今後の動向に注視していただきたいと思います。

～マレーシア～

■オンラインで輸入販売される低額商品への売上税課税について

税関局は12月16日、オンラインで販売され輸入される低額商品 (LVG: Low Value Goods) に対し2024年1月1日から売上税10%を課すと発表しました。

同法は2023年1月1日の施行予定でしたが延期が続き、1年の延期の末の施行となります。

税は本体価格にのみ課され、配送料や保険料は対象外です。

例)ECサイトで200リンギットの商品を購入し、配送料が10リンギットの場合、現行の合計価格は210リンギットだが、1月1日以降は本体価格の10%である20リンギットが売上税として課され

るため、配送料を含む合計は230リンギットとなる。

税関の発表によると、LVGの販売額が年間50万リンギを超える者については、マレーシア国民・外国人ともに「登録販売者（RS）」として税関に届け出を行う必要があります。

販売者とは、「マレーシアの内外を問わず、オンラインマーケットプレイスでLVGを販売するか、LVGの販売と購入のためにオンラインマーケットプレイスを運営する者」と定義されています。税関が2023年1月9日に発行したLVGの売上税に関するガイドによれば、オンラインマーケットプレイスとしては具体的に、ウェブサイト、インターネットポータルまたはゲートウェイ、配信プラットフォーム、またはその他の電子インターフェースを介して運営されるマーケットプレイスが該当します。支払い処理業者/支払いゲートウェイまたはインターネットサービスプロバイダーは含まれません。

現行制度上、国産品は500リンギ以下でも売上税の課税対象のため、国内外で課税慣行に差異が生じていました。改正法案が提出された際、財務省は、オーストラリアやニュージーランドなど他国でも、物品サービス税や付加価値税のかたちで少額輸入貨物に課税されていると説明、今回の施行により、年間2億リンギの税収増が期待できるとしています。

～ミャンマー～

■ミャンマーLabor Cardの登録料・延長料・ペナルティー、米ドルで徴収へ

ミャンマー労働省（Ministry of Labor）の2023年12月21日の通達により、ミャンマーで投資認可を得て活動する企業、いわゆるMIC企業、または経済特区SEZで活動する企業、いわゆるSEZ企業に雇用される「労働者」の形で赴任する外国人が、労働者登録証（Labor Card）を登録/延長する際に支払われるべき手数料、およびそれぞれの

手続きに遅延した場合に請求される罰金について、2024年1月1日以降は米ドルで徴収されることになりました。

MIC企業・SEZ企業で働く「労働者」の定義は広く、肉体労働であるか否かを問わず、いわゆる管理職の人間として赴任する以外のすべての場合、「労働者」として扱われる点、注意が必要です。

金額としては、従前に登録・延長の申請料が、半年でMMK55,000、1年でMMK110,000であり、遅延した場合の罰金はひと月当たりMMK1,000という金額でした。そこから、登録・延長の申請料、罰金のいずれもひと月あたりUSD10.00という金額で徴収されることとなり、半年分のLabor CardであればUSD60.00、一年分のLabor CardであればUSD120.00が申請料として求められ、延長手続きの申請が期限から1日でも遅れれば、USD10.00が罰金として科せられることとなります。現状の一般為替レートで換算すると、実に30倍以上に引き上げられることとなりました。

MIC企業の場合、Labor Cardの更新に先立って、通常Stay Permitの取得が必要で、そのために担当省庁からの認可Recommendation Letterを取得する必要がありますが、クーデター以降、このRecommendation Letterの取得に不要に時間がかかるケースが増加しており、期限内にLabor Cardの更新申請ができないケースが後を絶ちません。国の外貨獲得のために、少しでも米ドルでの手数料支払いをさせようという意図で制定されたルールですが、ドル現金を不要に支払わされる結果にならぬよう、より一層余裕を持った申請の開始が求められそうです。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

タイ法務よもやま話

【タイにおける文書の証明手段あれこれ】

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
萩野 敦司 (日本国弁護士)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) の弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よもやま話」というタイトルで、タイの法律に関する話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝えさせていただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

▶ “Certificate” ください！

最近、ある案件でいろいろな資料について、タイ人スタッフから「会社代表者に certificate (証明) の署名をしていただきたい。それも全てのページに。」と言われ、これをクライアントに伝える必要がありました。ただ、これ、法的に厳密に考えたら、いろいろ疑問が出てきてしまう話なんです。

で、自分で得心できない以上は、お客様にもきっちり説明できないので、何度もローカルスタッフに説明を求めた結果、メールが何往復する結果となってしまいました。

それにしても、これ、タイ人スタッフにとっても迷惑な話です。だって、タイ人にとって当たり前前の感覚が理解されないわけですから。さぞかしこのコン・イーブンはおホやなあ、と内心想っていたことでしょう。

▶ タイにおける certification とは？

こんなやりとりをしている中で、そういえば自分自身に関する何かの手続で、パスポートコピーの下の余白にサインを求められたなあ、ということ思い出しました。そして、これこそが、「確

かにこれがコピーであること」を証するための certification だったのです。つまるところ、ここでいう certification とは、ごく簡単に言えば「サインすること」と言い換えてもよいと思います。

ただ、タイにおいては、コピーや私文書に限らず、更に進んで、自らが公的機関から受領した書類の原本についても、ページごとに本人（会社ならば代表者）が署名（場合によっては押印も）をすることにより certificate する、というのが多く行われているようであり、この点が日本における感覚とは異なる点があるようです。

なお、タイでは、署名には青インクのボールペン等が使用されることが多いです。これは、ネットで調べたところ、コピーと区別するためのようで、日本以外の外国では割と広く行われているようですね。

▶ 公証・認証してくれ、と言われたときは？

さて、場合によっては、タイの役所に出す文書について「日本で公証 (notarization) ・認証 (legalization) をしてくれ」と要求される場合があります。この場合には、どうすればよいのでしょうか？

ここで、「公証」とは、日本の公証役場で公証人が行う公証をいいます。ところが、ここからが少し難しくなるのですが、実は、公証人は、記載事項全部証明書（会社登記簿謄本）のような公的文書については公証しません。というのも公的文書は、公証人の公証を経なくても公的に証明されていると考えるからです。

そのため、この場合に公証人が公証する対象は、実は、公的文書を上記のようにして certificate したり、添付した翻訳の正しさを別途書面で宣誓 (declaration) したりした際になされた代表者の署名押印だったりするに過ぎないのです。なので、仮に「登記簿謄本を公証してくれ」と言われたと

しても、実際にはそこに何らかの形で存在する代表者の署名押印の公証を意味し、かつ、タイではそれで足りる、ということになります（とりあえず公証されていればタイ的にはOKというのが実際のところなのかもしれません。）。

なお、北海道（札幌法務局管区内）東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府及び福岡県の公証役場では、希望により、公証人の署名に対する法務局長の証明に加え、更に外務省による公印確認までワンストップで対応可能です。外国で使用する文書は、通常そこまで行っておいた方が安全と考えます。

そして、タイ側からは、外務省の公印確認まで経た文書を更にタイ大使館（又は総領事館）で認証（legalization）を受けるよう要求されることもあります。その場合には、タイ大使館（総領事館）に出頭して認証手続を行うこととなります。タイの場合には、綴じられた上記文書の最終ページ裏側に認証印及びサイン等がなされます。

▶ やってみなきゃわからない。

このような手続（特に公証・認証）は、このように文字にしてみたところで、おそらくイメージしにくいことでしょう。これだけは、やってみないと分からないところがあります。かくいう私も、以前は秘書に任せていたので理解が十分に及んでいませんでしたが、最近自分でも経験しようと思って自ら公証・認証をやってみて初めてこういうものかと理解できたくらいですから…。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

【インドネシアの人口構造と経済発展：健康を保証する BPJS とは】

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

世界4位の人口を有するインドネシア。そんなインドネシアの平均年齢は日本よりも18歳ほど若く、平均寿命は約13歳近く短いです。日本ではよっぽどの都市部でない限り、街を歩いているとお年寄りを見かけることが多いかと思います。一方のインドネシアの街中では、血気盛んな若者が溢れんばかりに存在していることを、身を持って体験することができます。ただし、近年では急激な経済発展をもとに少しずつ状況が変わってきています。本稿ではインドネシアの平均年齢と平均寿命から見える国の変化について触れてみたいと思います。

インドネシアと日本の平均年齢

2023年の平均年齢を比較すると、インドネシアは29.9歳、日本は47.9歳。18歳もの開きがあります。首都ジャカルタにいても驚くのは、コンビニやスーパーの店員さんも、マンションやオフィスの清掃員さんも、ほとんどが若者だということです。このように「若い国」であるインドネシアは、現在もお人口が増えている最中ですが、人口上昇率は鈍っています。平均年齢も少しずつ上昇しており、2050年には30歳代後半になると予想されています。それでも現在の日本に比べてまだまだ若いと言えます。

インドネシアと日本の平均寿命

次に、平均寿命を比較してみます。2023年のインドネシアの平均寿命は71.1歳でした。男性は69.0歳、女性は73.3歳です。国別ランキングでは例年110位～120位ほどと先進各国には及びませんが、毎年着実に延びてきています。一方の日本は84.07歳で、少子高齢化と比例するように年々伸びており、世界ランキング1位となっているこの平均寿命は、医療水準の高さなども原因の一つとして考えられます。

平均寿命の向上は、国の健康状態と医療インフラの向上を示しています。高齢者の寿命延長は、健康で経済的に安定した人口の形成を意味し、これが持続可能な経済発展への道を開く要素となっています。医療技術の進歩や健康意識の向上により、国民の生活水準が向上し、生産的な労働年齢層の維持が可能となっています。

国が抱える長寿国への課題

しかし、インドネシアにはこの点において問題点が多く、国としての大きな課題と言えるでしょう。例えばインドネシアには、2014年に運用が始まったBPJSと呼ばれる国民健康保険制度があります。原則強制加入の保険でありながら、2022年時点での加入率は86%。制度運用開始時の約52%と比べれば改善しているものの、国民の14%が未加入であることに加え、保険料滞納などで実際は制度を利用していないノンアクティブな加入者が20%程度いることが問題視されています。よほどのことがない限り病院には行かないという人が一定数いることを暗示しており、平均寿命にも影響していることでしょう。また、医療の質は日本に比べると低いのが現状です。象徴的なのが、テレビで時々目にする「大物政治家が大病を患ってシンガポールの病院へ転院する」というニュース。実際にインドネシアの病院に行くと、素人目でも心配になるような治療方法や古い機器を目の当たりにすることがあります。ハード面でもソフト面でも、インドネシアの医療には頼りなさを感じる人が多いのは事実です。

BPJS とは

上記で述べたBPJSは、6か月以上就業する外国人も加入義務があります。したがって、インドネシアに進出する企業は従業員を保険に加入させ、保険料の一部を負担します。インドネシアという国にとって重要であることはもちろん、インドネシアに進出する企業にとっても当たり前かつ重要な事項の一つです。インドネシアの社会保障制度はSJSN (Sistem Jaminan Sosial Nasional) といいます。医療保険と労働者社会保障の



2つに分かれており、それぞれ BPJS Kesehatan (クセハタン)、BPJS Ketenagakerjaan (クトウナガクルジャアン) という機関が運用しています。

BPJS Kesehatan

BPJS Kesehatan は国民皆保険として 2014 年にスタートしました。賃金労働者の場合、加入者 1 名の掛け金で、本人、配偶者、21 歳未満 (公的な教育を受けている場合は 25 歳未満) の家族 3 名までの合計 5 名までが給付対象となります。4 人目以降の子供や両親、義両親などを含めたい場合は、月給の 1% 分の保険料を追加で納めます。夫婦共働きの場合は、それぞれが BPJS に加入する必要があります。

BPJS Kesehatan の保険料と企業負担率

保険料は月給の 5% で、4% を雇用主が、1% を被保険者が負担します。この場合の月給とは、各従業員の基本給に毎月定額で支給される手当などを上乗せした金額です。保険料の算定にあたっては、月 1,200 万ルピア (配偶者 + 子 1 名の場合の非課税所得額の 2 倍) が算定上限、県・市の最低賃金が算定下限となります。つまり、月給が 1,200 万ルピア以上の従業員の保険料は、月給 1,200 万ルピアとして決定されます。

※自営業者、投資家などの非賃金労働者は負担率が異なります。

BPJS Ketenagakerjaan

もう一方の労働者社会保障制度にあたる BPJS Ketenagakerjaan は、2015 年 7 月にスタートしたもので、労災補償、死亡保障、老齢保障、年金保障の 4 つから構成されます。医療保険と同じく 6 か月以上インドネシアで働く外国人も加入対象ですが、年金保障だけは、外国人の加入義務はありません。

まとめ

本稿で述べたようにインドネシアという国には、国の健康面から見た際にも課題はまだまだ山積みだと言える。しかし、それが国としての成長を期待できる

将来性でもあり、日本が失いつつある、若くアグレッシブな潜在能力にも通じているのではないのでしょうか。BPJS などの社会保険制度も日本と比べると使い勝手が悪くまだまだ改善の余地はありますが、日本から出向する従業員にとって安心材料の一部になることは間違いありません。また不完全だからこそ、年々税務や保証制度においてアップデートが反映されるのも事実です。若いヒトが活発に活動をするこの国は、日本企業にとって事業を活発化させる要因となり得るでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

製造およびサービス部門における自動化機器の加速度償却<マレーシア>

Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・製造およびサービス部門における自動化機器の加速度償却
- ・合計 200%の控除・破格なインセンティブ！

<製造およびサービス部門における自動化機器の加速度償却>

N子：加藤さん、本日も 2024 バジレットのご解説をお願い致します。

加藤：はい。今回は、製造およびサービス部門における自動化機器の加速度償却についてお話させていただきます。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。これは、以前にもお話したことがあるのですが。

N子：そうですね。覚えています。とても良いインセンティブなんですよ？

加藤：そうです、そうです。良く覚えてますね。

N子：ありがとうございます。

加藤：これは、メーカーさんやサービス部門にとって、とても良いインセンティブで、自動化機器を購入した際、即時 100%償却出来るだけでなく、更に追加で 100%の控除ができるというものなんです(但し、法定所得の 70%が限度)。

N子：条件に見合う 10 万リンギの自動化機器を購入した場合、合計で、取得原価の倍の 20 万リンギ控除できるんですね？

加藤：そういう意味です。

N子：そのインセンティブが延期とかされるんですか？

加藤：範囲が広がるんです。

N子：良いですね。

加藤：はい。とは言っても、そんなに多くの日系企業の皆さんに関係しないかも知れません。プランテーション商品省(KPK)の下のコモディティセクターが含まれることになりました。

N子：なるほど。確かに、日系企業にどれ程の影響があるのか。ただ、外国人ワーカーに依存している分野ですから、農業の生産性を上げるためにも良い政策だと思います。

加藤：そうですね。内容をおさらいすると、従来は 2 つのカテゴリーがあり、カテゴリー 1: 労働集約型産業(ゴム、プラスチック、木材、繊維製品)については、適格資本支出に対して 100%のACA(RM4Milが上限)と同額の控除(合計 200%の控除)が、そしてカテゴリー 2: その他の産業(サービス部門を含む)については適格資本支出に対して 100%のACA(RM2Milが上限)と同額の控除(合計 200%の控除)が認められていました。

N子：はい。

加藤：で、2023 年度税制改正において、新たにインダストリー 4.0 の要素及び農業セクターが含まれることになり、かつ、資本的支出の上限が RM10Mil に引き上げられました。

N子：なるほど。現在はカテゴリーに関係なく 10M i 1 まで認められるんですね。

加藤：その通りです。従来分については、MIDA および農業食品産業省が 2027 年 12 月 31 日までに受理した申請書が対象(以前は 2023 年末が期限だったが、2023 年度予算にて延長された)で、今回追加された分については、2023 年 10 月 14 日から 2027 年 12 月 31 日までに KPK が受領した申請が対象となります。

N子：なるほど。

加藤：あと、注意点としては、当該インセンティブをクレームした年度においては、RA(再投資控除)はクレーム出来ません。

N子：はい。

加藤：更に、監査人や SIRIM による認証も必要になります。

N子：はい。



加藤：あと、操業開始から36ヶ月超経過していることが条件となります。

N子：なるほど。良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

〈2024 年春節〉

香港マイツビジネスコンサルティング

春節を迎えた香港、2月11日（初二）にはビクトリアハーバーで23,888発もの花火が打ち上がり、盛大に新年の幕開けを祝福しました。当日は天気も良く、風も霧も無く天候に恵まれたので、多くの人々がビクトリアハーバー沿いで花火を鑑賞しました。

春節の季節になると、街のあちこちでお正月飾りの花や赤色の装飾を見ることができ、香港全体が活気に満ち溢れます。香港では、赤は悪い気を追い払う力があるとされています。新たな一年に人々が願うことはやはり第一に健康、財運、そして家庭円満です。

今年の干支は辰年、広東語では「龍年」です。十二支のうち龍は最も権威がある存在で、ポジティブさ、行動力を意味しています。甲辰となる2024年の運勢について、香港の風水師たちが各紙で占ったところによると、2024年の縁起はおおむね吉、幸福や成功を意味する年になると出ているようです。新暦では1月1日が2024年の始まりですが、旧暦では2月10日が元旦となるため、辰年の力が動き始めるのはこの日からと考えられています。

春節には賑やかな家族団欒が欠かせません。香港はもちろん、台湾、中国本土、世界中で活躍する華僑、華人など中華圏にルーツのある人々は皆そろって、家族をととても大切にしています。春節はもちろん、普段からも家族をととても大事にしています。香港では、ご存じのように週末は家族そろって飲茶へ行くのが定番ですが、小さな子どもたちはもちろん、学生になっても、社会人になって自分の時間が増えても、祖父母や親兄弟と過ごす飲茶の時間には皆、必ず集まります。休日の遅い朝ごはんとして、昼前に皆と飲茶をした後、それぞれ自分の用事に出掛けて行くのです。その他、家族の誰かが誕生日であっても、やはり皆で集まって

食事をします。その誕生日の主役は子どもに限らず、大人や高齢者の誕生日であってもやはり同じように集まってお祝いを行います。香港内なら1時間もあれば集まることができる地理的な利便性もありますが、やはり香港人の意識の中で家族の優先順位が高いことが伺えます。そして兄弟姉妹や親戚からの紹介で知り合った友人や仕事のパートナーなどの人脈も、血縁同士の信頼関係が根底にあるため、やはり強い繋がりができます。香港人家族の特徴として親戚の中に必ずといっていいほど海外に住んでいる人がおり、海外に身寄りがあることはその親戚一同にとっては留学や移民を考える上でひとつの拠り所となります。家族や親戚同士では、困ったことはお互いに助けあうのが当然、できることは喜んで助け、逆に助けてもらうこともあります。それに比べれば日本の家族の支え合いとはせいぜい親子間で、あまり親戚にまで頼ることは少ないというのが文化です。日本の習慣から考えると、頼り頼られる関係は少し負担に感じるかもしれませんが、香港ではそれが当たり前なので、お互いに余計な気を使うことはなく、むしろ頼り合うことで信頼関係を築いているとさえ言えます。

こういった香港人の人間関係を自然に理解するには、香港映画がお勧めです。日常生活を描いた香港映画を通して、香港での人と人の距離感が自然と理解できるようになるでしょう。お正月の期間は新しい映画が上映されるシーズンでもあるので、この時期、映画館に足を運んでみてはいかがでしょうか。

香港映画といってもアクション映画、コメディ映画、ヒューマンドラマなど色々ありますが、どの映画でも欠かせないのが食事のシーンです。香港映画は他の国の映画に比べると食事をしながら会話をしているシーンが多く、食事上の光景として、相手の白ご飯の上におかずをのせるという行動があります。これは相手に対する思いやり、愛情、優しさの表現です。日本人はいくら親しくても他人の白ご飯の上に勝手におかずを乗せることはありませんが、香港では実際におか



ずを他人に取り分けてあげることはごく自然に見られます。そして家族の絆と同じくらい、子弟の絆なども強く描かれています。

日本の香港映画祭などでも上映された、人気の香港映画をご紹介します。どれも話題になったものばかりなので是非チェックしてみてくださいね。

「縁路山沓見」(邦題：縁路はるばる) 2021年

いわゆるオタク系男子の主人公に突然のモテ期が到来し、5人の女性と知り合います。どの子も香港の僻地に住んでいて、香港にしながら遠路はるばる旅しながら会いに行くことに。

「燈火闌珊」(邦題：消えゆく燈火) 2022年
ネオンサインが徐々に失われつつある香港を舞台に、ネオン職人だった亡き夫が残した最後のネオンを完成させようとする妻を描いたヒューマンドラマ。

「白日青春」(邦題：生きてこそ) 2022年
孤独なタクシー運転手とパキスタンからやってきた難民の少年の心の交流を描いた心温まるドラマ。

「過時・過節」(邦題：香港ファミリー) 2022年
傷害事件ストレスの家族内トラブルをきっかけに、家庭崩壊が始まった香港の中流家庭。重いテーマを描きつつも心地よいテンポで見られる香港の今を映し出す作品です。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

2024年7月施行、中国の改正会社法の解説 ～出資義務の強化と払込期限の設定、機関設計の変更、株主や個人の賠償責任など、現地法人ガバナンスに大きな影響あり～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2023年12月29日付け改正「会社法」(以下“本改正法”と表記)が公布¹されました。既往JPマイツ通信の通り、前回の会社法(2018年)改正とは異なり各草案段階から大幅な改正内容が公表され²、本改正法では、新たな機関設計の提示だけでなく、出資義務の履行の厳格化、株主や董事、高級管理職等の個人を含む賠償責任等を含め、会社のガバナンスのみならず、個人にまで影響を及ぼし得る条項も多く見受けられます。

本改正法は、現行法の13章(218条)³から2章が追加され15章(266条)との構成の下、改正内容が多岐に亘る為、本稿では有限責任会社を前提に、出資義務、機関設計、株主や個人の責任等に絞り、説明します。

1. 出資義務

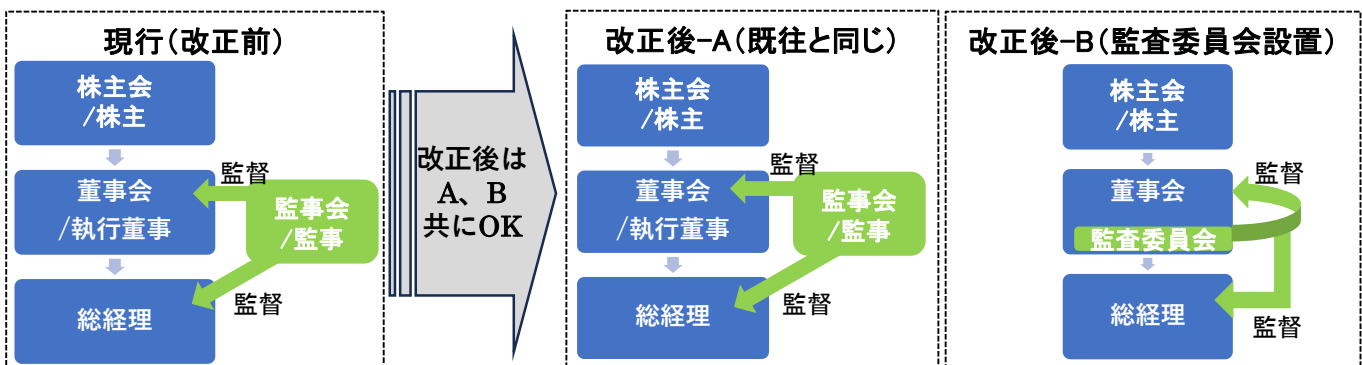
本改正法の特徴の一つとして、株主に対して“**出資義務の履行**”を強く求めています。背景として、従前の2013年改正会社法により、登録資本金の払込期限(有限責任会社では2年以内に全額払込等)にかかる条項が撤廃された結果、特に内資企業を中心に、登録資本金のみを大きく設定し、払込資本が充実しない等

の弊害を是正する為、出資義務や虚偽出資違反に対する厳格化や罰則強化等が規定されました。

この為、本改正法では、**有限責任会社の会社設立時の払込期限を5年以内と規定**(第47条)し、再度2013年以前の建付けに回帰しています。これに伴い、**5年超の払込期間を有する設立済の企業に対しては、原則、本改正法の期限内(すなわち5年以内)に徐々に調整しなければならない**(第266条)等が規定され、当該期限内での出資払込み若しくは減資等の手続きが求められており、注意を要します。

また、もし期限内に資本金を払込まなければ、催告書(払込みの猶予期間を設定可能)の発出、猶予期間の満了、董事会の決議を経て、会社は持分権喪失通知を発出し、出資者の持分権が喪失します。更に持分権を喪失した6か月以内に、当該持分権の譲渡、減資をしない場合、他の出資者が出資比率に応じ出資金額を支払うとの要求もあります(以上、第52条等)。従い、**もし日本側が出資金を全額払込済でも、合弁パートナーが期限通りに払込まず、当該喪失持分権を放置すれば、日本側に払込等の責任が生じる形**となります。

更に、出資義務の違反行為に対して、下述3の通り、株主と有責の個人にまで罰則が科されています。



2. 機関設計

次に機関設計も改変しており、一例として監査委員会の設置など、ガバナンスに柔軟性を持たせました。下表の通り、本改正法では“定款の定めに従い、董事会内に董事から構成される監査委員会を設置し、監事会の職権を行使する場合、監事会或いは監事を設置しないことができる”（第 69 条）とし、草案過程で加重/削除が繰り返された“監査委員会は董事により構成される”条項が最終的に盛り込まれました。更に、“規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有責任会社は、株主の全体一致による同意を経て、監事を設置しないこともできる”（第 83 条）との条項も設けられました。

従い、これまでと同様に、監事が独立して董事や総経理等を監督するとのガバナンス体制の維持も、或いは、監督者の独立性では劣るものの監査委員会を董事会に内包して董事が監査委員を兼任する、若しくは要件に合致すれば監事を設置しない、との機関設計の簡素化も許容され、会社の経営規模や管理・運営状況、人的資源等を総合的に判断して選択することが可能となります。

一方で、現行法にも監事会に従業員代表を含める必要があり⁴ 本改正法後も踏襲されますが（第 76 条）、更に董事会においても“従業員が 300 人以上の有限責任会社では、“監事会を設置し且つ従業員代表を有する場合を除き”、董事会に従業員代表を含めなければならない（第 68 条）等の変更点には留意が必要です。

3. 株主や個人に対するリスクと責任

本改正法では株主や個人に対する連帯責任や賠償責任を要求するなど一貫して個人レベルにまで罰則を科す姿勢が鮮明です（詳細は次頁・参考資料を参照のこと）。例えば、“法定代表者が職務執行による他人に損害を与えた場合、会社が民事責任を負うものの、会社は法律や定款の定めに基づき、過失のあった法定代表者に賠償請求できる”（第 11 条）など、法定代表者の責任が増しており、注意が必要です。

また、“第 8 章 会社の董事、監事、高級管理職の資格と義務”として、現行法の忠実義務、勤勉義務（現行法第 147 条、本改正法第 180 条）⁵ 等に加えて罰則が強化されており、従来と同様に、董事、監事、高級管理職が業務執行時に法律法規或いは定款の定め違反し会社に損害を与えた場合の賠償責任（現行法第 149 条、本改正法第 188 条）に加え、董事や高級管理職が職務執行に際し、故意又は重大過失により他者に損害を与えた場合には、会社と共に賠償責任を負う（第 191 条）等が定められ、個人の業務執行に対するリスクが増しました。この為、2 稿草案で加重された“董事の任期において会社が賠償責任保険を付保できる”との条項（第 193 条）が本改正法にも明記され、董事の職務遂行時の賠償責任に対して一定のリスクヘッジが講じられています。

また、見せ金行為や虚偽の出資などの出資義務違反に対し、株主や有責の董事、監事、高級管理職が連帯補償責任を負うだけでなく、直接的な責任を負う（主管）人員等にも罰金が科せられます（第 252 条、第 253 条）。

4. 日本における重要規定

本改正法では、上記のガバナンス体制が選択可能となった点や、例えば清算時の清算委員会は董事により構成される旨の明記を始めとして設立/清算時の簡素化や規範化が進める等、会社にメリットもあります。更に、欠損補填を目的とする無償減資が資本準備金の取崩しや減資の手順と共に容認された点も朗報と言えます⁶。

一方、上記の通り、出資義務の履行の厳格化、株主や個人に対する罰則強化などが鮮明に打ち出されました。

更に、これらに加えて、現行規定下では減資は外商投資参入特別措置(所謂“ネガティブリスト”)の対象項目で無ければ届出事項であり、実務的にも無償減資、有償減資共に、減資後の出資比率の変更も含め、容認されていますが、本改正法では第 3 稿草案の“登録資本を減少する場合、別段の規定がない限り、出資者の



出資比率に照らし、対応する出資額を減少させる”との条項が踏襲され、規定に則れば、一方の出資者が合弁関係の解消を、他方の出資者は独資化による存続を希望する場合に、撤退側の出資者が会社からの払戻しにより資本を回収するとの、現行形式での有償減資は原則不可となっています⁷。

改めて、本改正内容は多岐に亘る為、他の事項も含め、今後の補充規定や実務運用への注視が必要です。

■ 参考資料: 本改正法の施行に伴う、株主や個人の違反行為に対する、主なリスク・処罰内容 (尚、以下は有限責任会社を前提とする)

	違反行為に対するリスク・処罰	条項 No.
株主	➢ 株主としての権利を濫用し、会社や他の株主に損害を与えた場合、賠償責任を負う	21 条
	➢ 会社の法人としての独立的地位や株主の有限責任を濫用して債務を回避し、債権者の利益を著しく損なう場合、会社の債務に対して連帯責任を負う	23 条
	➢ 定款の定めにより、株主が引受けた出資額を全額かつ期限内に支払うことに加えて、期限内に支払わなかった場合、会社に生じた損失について賠償責任を負う	49 条
	➢ 出資金の払戻しを受けてはならず、払戻しにより会社に損失が生じた場合、有責の董事、監事、高級管理職と連帯賠償責任を負う	53 条
	➢ 本改正法に違反して登録資本を減少させた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職は賠償責任を負う	226 条
	➢ 出資金の払戻しを受けた場合、(株主には)払戻金額の 5%以上 15%以下の罰金を科す(直接責任者等は、3 万円から 30 万円の罰金を科す)	253 条
董事会	N/A(有責の董事に責任を追及する建付け)	N/A
法定代表者	➢ 民事行為の法的責任は会社が負うが、その職務の遂行により他人に損害を与えた場合、法律又は定款の規定に従い、過失のある法定代理人に求償できる	11 条
董事	➢ 董事会は株主による出資の確認、また期限内での払込未済に対して株主に書面督促を行う義務を適時に実施しなかった場合、有責の董事は賠償責任を負う	51 条
	➢ 出資金の払戻しを受けてはならず、払戻しにより会社に損失が生じた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職は連帯賠償責任を負う	53 条
	➢ 董事(又は高級管理職)が職務遂行により他人に損害を与えた場合、故意又は重大な過失があれば賠償責任を負う	191 条
監事	➢ 会社の支配株主又は実質支配者に指示され、董事(又は高級管理職)が会社や株主の利益に損害を与える行為をした場合、支配株主又は実質支配者は、董事(又は高級管理職)と連帯責任を負う (但し、董事の任期中、職務遂行により生じる責任に対し、賠償責任保険への加入が可)	192 条
	➢ 本改正法に違反して登録資本を減少させた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職は賠償責任を負う	(193 条) 226 条
	➢ 出資金の払戻しを受けてはならず、払戻しにより会社に損失が生じた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職と連帯賠償責任を負う	53 条
総経理	N/A(高級管理職に含まれる)	N/A
高級管理職*	➢ 出資金の払戻しを受けてはならず、払戻しにより会社に損失が生じた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職と連帯賠償責任を負う	53 条
	➢ (董事又は)高級管理職が職務遂行により他人に損害を与えた場合、故意又は重大な過失があれば賠償責任を負う	191 条
	➢ 会社の支配株主又は実質支配者に指示され、(董事又は)高級管理職が会社や株主の利益に損害を与える行為をした場合、支配株主又は実質支配者は、(董事又は)高級管理職と連帯責任を負う	192 条
直接の責任者	➢ 本改正法に違反して登録資本を減少させた場合、株主、有責の董事、監事、高級管理職は賠償責任を負う	226 条
	➢ 登録資本金の虚偽申告、虚偽資料の提出、その他詐欺的な手段等を用いて会社登記を取得した場合、(会社への処罰に加えて)3 万円から 30 万円の罰金を科す	250 条
	➢ 国家企業信用情報公表制度に基づく関連情報の不開示等、虚偽の払込等、会社の財産の隠匿や債務返済前の財産の分配に対して、(会社への処罰に加えて)直接の責任者等に 1 万円から 10 万円の罰金を科す	251 条、252 条、256 条
	➢ 出資金の払戻しを受けた場合(会社への処罰に加えて)、直接の責任者等に 3 万円から 30 万円の罰金を科す	253 条
上記以外にも、現行法 149 条・本改正法第 188 条や本改正法第 211 条等にも留意のこと。		
* 高級管理職とは、総経理/副総経理、財務責任者及び会社の定款に定めるその他の人員ほかを指す(265 条)		



¹本改正法(主席令第15号)の原文は右記 URL を参照のこと。

URL: 中华人民共和国公司法_中国人大网 (npc.gov.cn)

² マイツグループのニューズレター右記 URL の通り。URL: ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ (myts.co.jp)

尚、本改正までの審議内容は JP マイツ通信 2022 年 2 月号(初稿)、2023 年 4 月号(二稿)、2024 年 1 月号(三稿)を参照願いたい。

³現行法の原文 URL は右記の通り。URL: 中华人民共和国公司法_中国人大网 (npc.gov.cn)

⁴現行法第 51 条を参照のこと。

⁵現行法第 147 条を参照のこと。

⁶改正法第 214 条、第 225 条を参照のこと。但し企業所得税法上では現状、債務免除益となる可能性があり、繰越欠損金の範囲内ならば納税は生じないものの、留意が必要。尚、当該詳細は JP マイツ通信 2023 年 9 月号“3-(2)-①(中国法人への課税の有無)”を参照願う。

⁷ 但し、株主全体で別途約定(合意)すれば、出資比率に依らない有償減資が可能(第 224 条を参照のこと)。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。